国立大学法人東京農工大学大学院連合農学研究科教育規則の一部改正

国立大学法人東京農工大学大学院連合農学研究科教育規則を次のとおり改正する。

現　行	改正案	備　考
国立大学法人東京農工大学大学院連合農学研究科教育規則 （平成 16 年 4 月 1 日　制定）	国立大学法人東京農工大学大学院連合農学研究科教育規則 （平成 16 年 4 月 1 日　制定） （平成 23 年 3 月 1 日　一部改正　連合農学研究科研究科教授会承認）	
（趣旨） 第１条　国立大学法人東京農工大学学則（以下「学則」という。）第 51 条第 4 項、第 71 条第 7 項及び第 72 条第 3 項の規定に基づき、国立大学法人東京農工大学大学院連合農学研究科（以下「研究科」という。）の教員組織、教育課程及び履修方法並びに学位論文の提出時期及び審査方法等、及びその他必要な事項については、この規則の定めるところによる。	第１条　省略（現行どおり）	
（教員組織） 第２条　研究科の教員組織は、連合農学研究科教員（以下「研究科教員」という。）をもって編成し、連合農学研究科教員台帳（別紙様式1）により研究指導等の現状を明らかにしておくものとする。 ２　研究科教員の中から研究指導及び授業担当教員（以下「指導教員」という。）を置き、総括的に担当する教員を主指導教員、主指導教員とともに研究指導等を担当する教員を副指導教員とし、学生１人について主指導教員は１人、副指導教員は原則として２人とする。 ３　研究科教員のうち当該研究科の専任の教授は、入学希望者（外国人留学生となることを希望する者を含む。）に対する志願及び履修の指導並びに学生が配置された大学間における教育・研究上の問題に関する調整等を行うものとする。 ４　研究科長は、研究科教授会の議を経て、研究科教員のうちから学生の主指導教員及び副指導教員を指名する。ただし、主指導教員は論文指導等に当たる資格を有する者と認められた者（以下「主指導教員資格者」という。）のうちから指名するものとする。 ５　前項の規定による指導教員及び指導教員を補助する教員は、第３項に規定する研究科長補佐を除き、研究科に兼職又は兼務させる。	（教員組織） 第２条　研究科の教員組織は、研究指導を担当する教員（以下「指導教員」という。）及び、指導を補助する教員（以下「指導補助教員」という。）をもって編成する。 ２　前項に規定する指導教員は、主指導教員として学生の論文指導並びに研究指導に当たる資格を有する教員（以下「主指導教員資格者」という。）及び主指導教員を補佐して学生の研究指導に当たる資格を有する教員（以下「指導教員資格者」という。）に区分するものとする。 ３　連合農学研究科長（以下「研究科長」という。）は、第１項に規定する教員（以下「研究科教員」という。）からなる組織及びその研究指導等の現状を、連合農学研究科教員台帳（別紙様式１又は別紙様式3）により、明らかにしておくものとする。 ４　研究科長は研究科教授会の議を経て、学生１人について主指導教員資格者から主指導教員１名を、主指導教員資格者又は指導教員資格者から副指導教員２名を指名するものとし、必要と認める場合は指導補助教員を配置するものとする。 ５　研究科教員のうち研究科の専任の教授は、研究科長補佐として入学希望者（外国人留学生となることを希望する者を含む。）に対する志願及び履修の指導並びに学生が配置された大学間における教育・研究上の問題に関する調整等を行うものとする。 ６　指導教員は授業担当教員を兼ねるものとする。 ７　研究科教員は、第５項に規定する研究科長補佐を除き、各構成大学を本務とし、研究科に兼職又は兼務させる。	
（授業科目等） 第３条　研究科の授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。 ２　研究科の学生は、必修科目 9.5 単位及び選択科目 2.5 単位以上あわせて 12 単位以上を修得しなければならない。 ３ 研究科の留学生特別プログラムにより入学した学生のうち、本学環境リーダー育成センター（以下「センター」という。）が運営する現場立脚型環境リーダー養成コースを履修する者は、前項に定めるもののほか、センターが定めるコース修了に必要な単位を修得しなければならない。 ４　授業科目の履修方法については、別に定める。	（授業科目等） 第３条　研究科の授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。 ２　研究科の学生は、必修科目9.5単位及び選択科目2.5単位以上をあわせて12単位以上を修得しなければならない。 ３ 研究科の留学生特別プログラムにより入学した学生のうち、本学環境リーダー育成センター（以下「センター」という。）が運営する現場立脚型環境リーダー養成コースを履修する者は、前項に定めるもののほか、センターが定めるコース修了に必要な単位を修得しなければならない。 ４　授業科目の履修方法については、別に定める。	

国立大学法人東京農工大学大学院連合農学研究科教育規則の一部改正

国立大学法人東京農工大学大学院連合農学研究科教育規則を次のとおり改正する。

現　行	改正案	備　考
（履修科目の申告） 第４条　学生は、あらかじめ履修しようとする授業科目を所定の期間内に、主指導教員を経て研究科長に提出しなければならない。 ２　主指導教員が教育研究上有益と認めるときは、他の大学院の博士課程の授業科目を履修することができる。この場合、当該授業科目を開講する部局長の承認を受けた上、研究科長の承認を受けなければならない。 （他の大学院の単位の修得） 第５条　学則第 76 条の規定により他の大学院の博士課程において修得した単位がある場合は、2 単位を限度として、前条第２項の規定する選択科目に算入することができる。 第 6～14 条　省略 別紙様式１～2　省略 別表　　省略 附　則　　省略	（履修科目の申告） 第４条　学生は、あらかじめ履修しようとする授業科目を所定の期間内に、主指導教員を経て研究科長に提出しなければならない。 ２　学生は、主指導教員が教育研究上有益と認めるときは、他の大学院の博士課程の授業科目を履修することができる。この場合、当該授業科目を開講する部局長の承認を受けた上、研究科長の承認を受けなければならない。 （他の大学院の単位の修得） 第５条　学則第 76 条の規定により、他の大学院の博士課程において修得した単位がある場合は、2 単位を限度として、第３条第２項に規定する選択科目に算入することができる。 第 6～14 条　　省略（現行どおり） 別紙様式 1～2　　省略（現行どおり） 別紙様式３　　**<<別紙のとおり>>** 別表　　省略（現行どおり） 附　則　　省略（現行どおり）	

附　則（２３連運規則第２号）

この規則は、平成２３年５月１日から施行する。

別紙様式３

（指導補助教員用）

連　合　農　学　研　究　科　教　員　台　帳

台帳番号第　　号

修士課程	氏　　名	生　年　月　日	所　属　大　学　等	定　年　予　定
		昭和 年　月　日 平成	茨　城 宇 都 宮 大学　　専攻　　大講座 東京農工	年　月　日

連合農学研究科	区分	始　期　等	専　攻	大　講　座	承　認　機　関　等
	異動	年　月　日　～			
		年　月　日　～			
		年　月　日　～			
		年　月　日　～			

研究分野等	分　　野	教　育　研　究　分　野	始　　期
			年　月～
			年　月～
			年　月～
			年　月～

学生指導補助担当歴	担　当　期　間	指導の補助	学生氏名	研　究　題　目	主　指　導　教　員　名
	年　月　日～　年　月　日				
	年　月　日～　年　月　日				
	年　月　日～　年　月　日				
	年　月　日～　年　月　日				